

保険薬局 各位

松江生協病院 ふれあい診療所

自動車運転等の危険を伴う作業に関する薬剤の指導について

平素より院外処方せんの応需ならびに医薬品適正使用にご協力いただき、有り難うございます。総務省「医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を受けて、厚生労働省は平成 25 年 5 月 29 日に、添付文書の使用上の注意に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方又は調剤する際は、医師又は薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底させることとの通知を発出しました。また、平成 26 年 6 月 12 日施行の**薬剤師法第 25 条の 2 の改正により、薬剤師の患者に対する薬学的指導の義務**があります。

これをうけて、ふれあい診療所では「自動車運転等に制限のある薬剤が処方されている患者さんへ説明を始める」ことになりました。既に保険薬局においては必要な患者さんに対して、自動車運転等に関する指導をなされていることと存じますが、この点にご留意いただき適切な薬学的指導をお願いいたします。その際は、添付文書の「警告欄」および「使用上の注意」の欄の記載内容をもとに、患者の状態や併用薬、生活状況などを考慮の上、指導・説明を行ってください。なお、当院採用の「自動車運転等に制限のある薬剤一覧」は**自動車運転等の危険を伴う作業の警告・禁止薬剤**を参照ください。

連絡先

松江生協病院 薬剤部 足岡秀樹

電話 0852-23-1111 (代表)

今回、ふれあい診療所では『車の運転が警告と禁忌の薬剤』が処方となっている患者さんに。薬剤

情報提供書の添付に加え以下の内容の文書を渡し説明するようにします。

はじめに

「眠くなる、目の調節機能が著しく低下するなど」のため車の運転・危険を伴う作業には十分に注意してください。

ポイント

- 1) 薬によっては飲み始めに特に注意する
- 2) 日常生活に支障が出るときは相談ください。
- 3) 服用中は可能であれば電車、バス移動にしてください。